

山口県報

令和5年
3月28日
(火曜日)

目次

○議会規程

山口県議会個人情報保護条例施行規程……………

山口県議会個人情報保護条例施行規程第一号

山口県議会個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

山口県議会議長 柳居俊学

山口県議会個人情報保護条例施行規程

(趣旨)

第一条 この規程は、山口県議会個人情報保護条例（令和五年山口県条例第二十号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(個人識別符号)

第二条 条例第二条第二項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状に

よって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号

四 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号
五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百二十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百一十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

九 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第十四条に規定する基礎年金番号
十 道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第四百四十四条の二
十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

十二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

十三 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号

十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

十六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号

十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第三条 条例第十一条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 本人の人数、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実又は第七条の記述等が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第十一条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

三 原因

四 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

五 その他参考となる事項

（条例第十五条第四項の議長が定める方法）

第四条 条例第十五条第四項の議長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第五条 条例第十六条第二項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

一 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第六条 議長は、個人情報ファイル（条例第十七条各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第十七条第二項第六号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 条例第二条第四項第一号に係る個人情報ファイルについて、第八項第三号に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第十七条第二項第六号の議長が定める数は、千人とする。

8 条例第十七条第二項第八号の議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の

採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 県の執行機関の職員又は当該職員であった者

ロ 条例第十七条第二項第一号若しくは第二号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第十七条第二項第一号又は第二号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

三 条例第二条第四項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十七条第一項の規定による公表に係る条例第二条第四項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの

(条例第十七条第一項第六号の議長が定める記述等)

第七条 条例第十七条第一項第六号の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条第一

項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。)

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第

四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(以下「医師等」という。)(により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(以下「健康診断等」という。))の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項に規定する少年又

はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(保有個人情報開示請求書に記載することができる事項等)

第八条 条例第十九条第一項の開示請求書(以下「保有個人情報開示請求書」という。)(には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法(文書又は画面上に記録

されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として議長が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については第十二条に規定する方法をいう。以下同じ。)(について、次に掲げる事項を記載することができる。

一 求める開示の実施の方法

二 事務所における開示(保有個人情報が記録されている公文書の写しの送付の方法(以下単に「写しの送付の方法」という。)(以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。))の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 保有個人情報開示請求書は、別記第一号様式による。

(開示請求における本人確認手続等)

第九条 開示請求をする者は、議長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 保有個人情報開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 保有個人情報開示請求書を議長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人である

ことを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

3 条例第十八条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとなす。

（開示決定の際に通知すべき事項）

第十条 条例第二十四条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
二 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合に於ては、条例第二十八条第三項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

2 保有個人情報開示請求書に第八条第一項各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第二十四条第一項の議長が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 保有個人情報開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、保有個人情報開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。） その旨及び前項各号に掲げる事項
二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十一条 議長は、条例第二十七条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第二十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日
二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第二十七条第二項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

二 条例第二十七条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
（電磁的記録の開示の方法）

第十二条 条例第二十八条第一項の議長が定める方法は、電磁的記録の開示の方法に関する規則（平成十三年山口県規則第四号）に規定する方法（同規則第一項第三号二に掲げる方法を除く。）とする。

（開示の実施の方法等の申出）

第十三条 条例第二十八条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記第二号様式）により行わなければならない。

一 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合に於ては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合に於ては、その旨及び当該部分
三 事務所における開示の実施を求める場合に於ては、事務所における開示の実施を希望する日

四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合に於ては、その旨

2 第十条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の条例第二十四条第一項の規定による通知があつた場合において、第八条第一項各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第二十八条第三項の規定による申出は、することを要しない。

（公文書の持出禁止）
第十四条 保有個人情報が記録されている公文書の閲覧、聴取又は視聴をしようとする者は、当該公文書を開示の実施を受ける場所以外の場所に持ち出してはならない。

（閲覧等の停止又は禁止）
第十五条 議長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保有個人情報が記録されている公文書の閲覧、聴取又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

一 前条の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者
二 保有個人情報が記録されている公文書を汚損し、若しくは破損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者
三 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
（訂正請求書）

第十六条 条例第三十二条第一項の訂正請求書は、別記第三号様式による。
(利用停止請求書)

第十七条 条例第三十九条第一項の利用停止請求書は、別記第四号様式による。

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第十八条 第九条(第四項及び第五項を除く。)の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第三項中「第十八条第二項」とあるのは、訂正請求については「第三十一条第二項」と、利用停止請求については「第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(山口県議会が取り扱う個人情報保護の規程の廃止)

2 山口県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成十四年山口県議会規程第二号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第六条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「遅滞なく」とする。

別記
第1号様式(第8条関係)

※整理番号

保有個人情報開示請求書

山口県議会議長 様

年 月 日
郵便番号
住所又は居所
請求者 氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり保有個人情報の開示を受けたいので、山口県議会個人情報保護条例第18条第1項の規定により請求します。
記

保有個人情報内容	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 (実施希望日)	
	写しの交付 <input type="checkbox"/> 用紙に複写又は出力したものの交付 <input type="checkbox"/> CD-Rに複写したものの交付 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入すること。) ()	写しの送付の要否 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
代理人の場合	本人の氏名	
	本人の住所又は居所 (電話 局 番)	
連絡先	本人の区分 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
	職氏名 (電話 局 番)	

注 / ※印欄は、記入しないこと。

2 請求者の住所又は居所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

3 該当するにシ印を記入すること。
4 「連絡先」欄は、請求者が法人その他の団体である場合であつて、その代表者以外の者が担当であるときに記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式(第13条関係)

※整理番号

保有個人情報開示の実施方法等申出書

年 月 日

山口県議会議長 様

郵便番号
住所又は居所
氏名

(電話番号 局 番)

下記のとおり山口県議会個人情報保護条例第28条第3項の規定により保有個人情報の開示の実施方法を申し上げます。

記

保有個人情報開示 決定通知書の文書 番号及び日付	文書番号	日 付	年 月 日
	開示の実施を求め る部分		
求める開示の実施 の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 (実施希望日)		
	写しの交付 <input type="checkbox"/> 用紙に複写又は出力したものの交付 <input type="checkbox"/> CD-Rに複写したものの交付 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入すること。) ()		
	写しの送付の要否 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否		
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人		
	本人の氏名		
代理人の場合	本人の住所又は居所	(電話 局 番)	
	本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
連絡先	職氏名	(電話 局 番)	

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 請求者の住所又は居所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 3 「開示の実施を求める部分」欄は、開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合に記入すること。
 4 該当する□にシ印を記入すること。
 5 「連絡先」欄は、請求者が法人その他の団体である場合であつて、その代表者以外の者が担当者であるときに記入すること。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式(第16条関係)

※整理番号

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

山口県議会議長 様

郵便番号
住所又は居所
氏名

(電話番号 局 番)

下記のとおり保有個人情報の訂正をされるよう、山口県議会個人情報保護条例第31条第1項の規定により請求します。

記

保有個人情報の内容	文書番号	日 付	年 月 日
保有個人情報開示 決定通知書の文書 番号及び日付	日 付	年 月 日	年 月 日
保有個人情報の開 示を受けた日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
訂正請求の趣旨及 び理由			
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人		
	本人の氏名		
代理人の場合	本人の住所又は居所	(電話 局 番)	
	本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
連絡先	職氏名	(電話 局 番)	

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 請求者の住所又は居所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 3 該当する□にシ印を記入すること。
 4 「連絡先」欄は、請求者が法人その他の団体である場合であつて、その代表者以外の者が担当者であるときに記入すること。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式(第17条関係)

※ 整理番号

保有個人情報利用停止請求書

山口県議会議長 様

年 月 日

郵便番号

住所又は居所

請求者

氏名

局 番

利用の停止
去をされるよう、山口県議会個人情報保護条
提供の停止

下記のとおり保有個人情報の消
去をされるよう、山口県議会個人情報保護条
例第38条第1項の規定により請求します。記

保有個人情報の内容			
保有個人情報開示 決定通知書の文書 番号及び日付	文書番号 日 付	年 月 日	年 月 日
保有個人情報の開 示を受けた日	年 月 日		
利用停止請求の趣 旨及び理由			
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人		
代理人の場合	本人の氏名		
	本人の住所又は居所 (電話 局 番)		
連絡先	本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者	<input type="checkbox"/> 成年被後見人
	職氏名 (電話 局 番)		

- 注
- ※印欄は、記入しないこと。
 - 請求者の住所又は居所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 該当するにシ印を記入すること。
 - 「連絡先」欄は、請求者が法人その他の団体である場合であつて、その代表者以外の者が担当者であるときに記入すること。
- 備考
用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

令和五年三月二十八日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁